

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会
マスコットキャラクターデザイン募集要項

1 目的

社会福祉協議会（略して「社協（しゃきょう）」といいます。）は、社会福祉法に規定され各都道府県・各市町村に設置された民間組織(社会福祉法人)です。すべての人、障害のある人もない人も、子どもも高齢者も安心して幸せに暮らせることができるよう地域の皆さんやボランティア、福祉・保健等の関係者、公共機関の協力を得ながら、地域福祉推進のための諸活動を実施する団体です。

鎌倉市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、昭和 27 年に設立され、昭和 50 年に法人格を取得し、現在に至っており、今年で設立から 70 年になります。本会は、これまで高齢者、障害者、生活困窮者の生活支援の他、地区社会福祉協議会や関係福祉団体・施設との連携や老人福祉センターの運営等を通して、多様な団体とのネットワークを築いてきたところです。

本会では設立 70 周年の節目の年に、より多くの方々に社協(本会)の活動を知ってもらいたい、身近で親しみやすい存在でありたいという思いから、一緒に PR 活動を行うマスコットキャラクターを作製することになりました。

今回は、マスコットキャラクターのデザインを募集することといたしますので、多くの皆様の応募をお待ちしています。

*今後、マスコットキャラクターのデザイン決定後に、着ぐるみを作製するとともに、愛称を募集する予定です。

2 募集内容

鎌倉市社会福祉協議会のマスコットキャラクターのデザイン

- ・「鎌倉(市)」「福祉」「社協」をテーマにしたシンプルで親しみやすいデザインとしてください。
- ・自作の未発表作品に限ります。

3 応募資格

中学生以上で鎌倉市内に在住・在学している者

- ・未成年の場合は、応募にあたり保護者の同意が必要です（応募用紙に同意欄あり）。

4 募集期間

令和 4 年 7 月 4 日(月)～9 月 15 日(木)

5 応募方法

(1) 提出物(書類)

指定の応募用紙に全身カラーのキャラクターの正面図及び背面図をそれぞれ描くとともに、必要事項(氏名・住所・連絡先等)を記入して提出してください。

なお、応募用紙は、本募集要項とともに、本会のホームページからダウンロードしていただくか、鎌倉市福祉センター、鎌倉市内の老人福祉センター(5か所)、市役所本庁・支所(4か所)でお受け取りください。

(2) 提出先

鎌倉市社会福祉協議会

〒248-0012 鎌倉市御成町20-21 鎌倉市福祉センター2階

(3) 提出方法

郵送または直接持参してください。

・直接持参する場合の受付時間は、午前9時～午後5時まで

(土曜日・日曜日・祝日を除く)

・郵送の場合は、9月15日午後5時必着とし、封筒に「キャラクター応募」「折り曲げ厳禁」と記載してください。

6 選考方法・賞品

応募多数の場合は、一次審査により優秀作品10点程度を選出し、それらを市民等の投票により最優秀デザインを選出します。

最優秀賞1点 賞金5万円(商品券、図書券)

※受賞者が高校生以下の場合は、同額の図書券か商品券等により進呈します。

7 結果発表

・11月中旬に最終結果を発表する予定です。

・受賞者本人に直接通知するとともに、ホームページ及び「社協だより」で公表します。

*選考に漏れた方へ個別に結果をお知らせすることはありません。また、選考理由を開示することはありません。

8 応募にあたっての留意事項

・応募作品は返却しません。

・応募作品は、自作の未発表のものに限ります。他の作品と同一、類似、第三者の著作権等の権利を侵害する作品は応募できません。また、採用決定後であっても違反が判明した場合は採用を取り消します。

・採用作品の著作権、使用权、その他一切の権利はすべて本会に帰属し、商標登録・商品化などに関する対価は無償とします。

・採用作品のデザイン・プロフィールなどは、必要に応じ若干の修正、変更をさせていただきます場合があります。

・応募者の個人情報、本事業に限り利用し、他の目的には使用しません。

・結果発表の際には、受賞者の居住地域(鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄まで)氏名(団体名)を公表します。

・万が一、採用作品に対し第三者から権利侵害、損害賠償等の苦情、異議申し立てが

あった場合、本会は一切の責任を負わず応募者が費用負担を含め対処するものとします。

- ・上記事項については、応募された段階で同意が得られたものとします。

【問い合わせ先】

鎌倉市社会福祉協議会

〒248-0012 鎌倉市御成町20-21

鎌倉市福祉センター2階

電 話 0467-23-1075